



中国会計税務実務

2021年第10期

今回のテーマ:新型コロナウイルスの拡大防止に関する優遇税制政策の延長等

2020年において、税務当局は新型コロナウイルスの拡大防止と経済支援のための多くの優遇税制政策を公布したが、2021年も引き続き一部の政策が延長となったほか、適用が拡大されたものもある。今回は、延長や拡大が決定した主な優遇税制政策をまとめる。

主な内容は以下の通り:

◆優遇税制政策の適用範囲の拡大

主な変更点	新政策	旧政策
小規模納税者の免税につき、月次課税売上高要件を引き上げる。	2021年4月1日から2022年12月31日までの期間、月次課税売上高が15万元を超えない小規模納税者は増値税が免除される。 (国家税務総局公告2021年第5号) (財政部 税務総局公告2021年第11号)	月次課税売上高が10万元を超えない小規模納税者は増値税が免除される。 (国家税務総局公告2019年第4号)
製造業を営む企業の研究開発活動において実際に発生した研究開発費の追加損金算入割合を引き上げる。	製造業を営む企業において実際に発生した研究開発費用について、無形資産を形成せず、現在の損益に計上されている場合、規定に基づき損金算入する。2021年1月1日以降は、実際に発生した金額の100%について追加で損金算入し、無形資産を形成している場合は、2021年1月1日以降、無形資産取得価額の200%について損金算入する。 (財政部 税務総局公告2021年第13号)	2018年1月1日から2020年12月31日までの期間、製造業を営む企業において実際に発生した研究開発費用について、実際に発生した金額の75%について追加で損金算入し、無形資産を形成している場合は、無形資産取得価額の175%について損金算入する。 (財税〔2018〕99号文)
小型薄利企業は課税所得が100万元を超えない部分について税率を5%から2.5%まで引き下げる。	2021年1月1日から、2022年12月31日までの間、小型薄利企業に対して、年間の課税所得額が100万元を超えない部分については、12.5%で課税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を課す。 (国家税務総局公告2021年第8号)	小型薄利企業に対して、年間の課税所得額が100万元を超えない部分については、25%で課税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を課す。年間課税所得額が100万元を超える場合も、300万元を超えない部分については、50%で課税所得額を計算し、20%の税率で企業所得税を課す。 (国家税務総局公告2019年第2号)



◆優遇税制政策の延長

以下の優遇税制政策については、2021年3月31日まで延長される（財政部 税務総局公告 2021 年第 7 号）。

内容	当初の適用期間
公共交通運輸サービス・生活サービス・国民の生活必需品に関する宅配事業に係る売上に対し増徴税を免除する。	2020年1月1日から2020年12月31日まで実施する。 （財政部 税務総局公告 2020 年第 8 号） （財政部 税務総局公告 2020 年第 28 号）
企業または個人事業主が、自社生産、委託加工、もしくは購入した物品を、公益性社会組織もしくは県級以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて寄付を行う場合、あるいは新型コロナウイルス拡大防止に従事する医療機関へ直接寄付を行う場合、当該物品に係る増徴税、消費税、城市維持建設税、教育費附加、地方教育附加を免除する。	2020年1月1日から2020年12月31日まで実施する。 （財政部 税務総局公告 2020 年第 9 号） （財政部 税務総局公告 2020 年第 28 号）

◆優遇税制政策の延長

以下の優遇税制政策については、2021年12月31日まで延長される（財政部 税務総局公告 2021 年第 7 号）。

内容	当初の適用期間
新型コロナウイルスの防疫に協力した医療従事者が政府の規定に基づき取得した臨時手当及び賞与に対しては、個人所得税を免除する。また企業が従業員に対して配布した、新型コロナウイルスの感染予防のための医薬品、医療用品、防護用品等の現物（現金は含まない）は給与所得の対象とせず、個人所得税について免除する。	2020年1月1日から2020年12月31日まで実施する。 （財政部 税務総局公告 2020 年第 10 号） （財政部 税務総局公告 2020 年第 28 号）
湖北省の増徴税小規模納税者について、課税売上額に対し適用される徴収率を3%から1%へと税負担を減免する。予定納税に対しても徴収率を3%から1%へと税負担を減免し、他の地域と一致を図る。	2020年3月1日から2020年12月31日まで実施する。 （財政部 税務総局公告 2020 年第 13 号） （財政部 税務総局公告 2020 年第 24 号）
映画上映を営む企業に対する企業所得税の計算時における繰越欠損金充当期間の延長（5年から8年に延長）。	2020年1月1日から2020年12月31日まで実施する。 （財政部 税務総局公告 2020 年第 25 号）

◆優遇税制政策の延長

以下の優遇税制政策については、2023年12月31日まで延長される（財政部 税務総局公告 2021 年第 6 号）。

内容	当初の適用期間
企業が新たに購入した設備、器具で、単価が 500 万円を超えないものは、課税所得額の計算時において一括損金算入を認める。	2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで実施する。 (財税〔2018〕54 号)
金融機関から小型企業、零細企業、及び個人事業者への小額貸付の利息収入については、増値税を免除する。	2018 年 9 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで実施する。 (財税〔2018〕91 号)
金融機関と小型企業、零細企業との間の金銭貸借契約に係る印紙税については免除する。	2018 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで実施する。 (財税〔2017〕77 号)
公営賃貸住宅の建設に使用される土地、および公営賃貸住宅の完成後に占有される土地については、都市土地使用税を免除する。またその他の住宅建設についても、公営賃貸住宅の建設に関しては、公営賃貸住宅の建築面積が総建築面積に占める割合により、公営賃貸住宅の建設・管理に係る都市土地使用税を免除する。	2019 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで実施する。 (財政部 税務総局公告 2019 年第 61 号)

お見逃しなく：

- 新型コロナウイルス対策として施行された優遇政策は 2021 年においても、延長されるものや適用範囲が拡大されるものがある。そのためタイムリーに優遇税制の最近の動向に注目する必要がある。
- 政策の多くは 2021 年 3 月に公布されているが、規定に基づき 2021 年 1 月に遡って優遇税制の適用を受けられる場合がある。この場合、すでに課税された税金については、今後納付すべき税金と相殺するほか、還付申請を行うことができる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ：japan@cn.gt.com